

# 埼玉県市町村職員の新型コロナウイルス感染症等の拡大 防止等のための保健所業務の実施に関する要綱

(令和2年9月7日決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市町村職員を県職員に併任し、新型コロナウイルス感染症等に関する保健所業務を行えるようにすることにより、県と市町村との連携を一層強化し、早期から効果的な感染症拡大防止を図ることを目的とする。

## (併任の依頼、承諾)

第2条 市町村長は、県からの依頼に基づき、当該市町村職員を県職員に併任することを承諾するときは、推薦書(別紙様式1)を知事に提出するものとする。

## (併任職員)

第3条 知事は、前条の承諾に基づき、第8条に掲げる業務を行わせるため、市町村長が推薦する当該市町村職員を県職員に併任するものとする。

2 前項の規定により併任された職員(以下「併任職員」という。)について、併任を免じることを市町村長が求めるときは、知事は当該職員について併任を免じるものとする。

3 併任職員の県における所属所は、当該市町村を所管する保健所とする。ただし、勤務場所は、県及び当該市町村が協議して決定するものとする。

## (併任の期間)

第4条 併任の期間は、県及び当該市町村が協議して定めるものとする。

## (市町村長の手続)

第5条 市町村長は、第3条第2項の規定により、併任職員の併任の解任を求めるときは、併任解任依頼書(別紙様式2)を知事に提出するものとする。

## (併任職員の決定)

第6条 知事は、第2条の規定により推薦書等が提出されたときは、これを審査し、併任職員としての可否を決定する。

2 知事は、前項の規定に基づき併任職員を決定したときは、速やかに「決定通知書」(別添様式3)に「埼玉県市町村職員の新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための保健所業務の実施に関する協定書」(以下「協定書」という。)2通を添えて、当該市町村長に通知する。

## (協定の締結)

第7条 前条第2項の通知を受けた市町村長は、速やかに協定書に必要事項を記入し、記名押印の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の協定書に記名押印の上、1通を当該市町村長に交付する。

3 協定の有効期限は、締結の日が属する年度の3月末日とする。ただし、有効期限満了の日までに、県、市町村双方が協定終了について特段の意思表示をし

ない場合は、満了の日の翌日から1年間有効期限が延長されたものとみなすこととし、以後同様とする。

### **(併任職員の業務)**

第8条 併任職員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等陽性患者への積極的疫学調査
- (2) 新型コロナウイルス感染症等に関する電話相談への対応
- (3) 新型コロナウイルス感染症等により在宅療養中の患者への健康観察
- (4) 当該市町村管内における新型コロナウイルス感染症等の集団感染発生事案への対応
- (5) その他、上記に附帯する業務
- (6) 連絡調整会議等による感染症等に関する知識・情報の共有
- (7) 感染症等の予防に関する周知、啓発

### **(給与及び旅費)**

第9条 併任職員に係る給料及び手当（特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、当該市町村の関係規程を適用し、当該市町村が負担する。

- 2 併任職員が、当該市町村の命令に基づき、特殊勤務に従事、宿日直勤務、時間外に勤務及び休日勤務をした場合におけるこれらの手当については、当該市町村の関係規程を適用し、当該市町村が負担する。
- 3 併任職員が、県の命令に基づき、特殊勤務に従事及び宿日直勤務をした場合におけるこれらの手当については、県の関係規程を適用し、県が負担する。
- 4 併任職員が、県の命令に基づき、時間外に勤務及び休日勤務をした場合におけるこれらの手当については、当該市町村の関係規程を適用し、県が負担する。
- 5 併任職員の旅行に要する経費については、当該市町村の関係規定を適用し、当該市町村が負担する。ただし、県の命令に基づく旅行に要する経費については、県の関係規程を適用し、県が負担する。

### **(服務)**

第10条 併任職員の服務については、当該市町村の関係規程を適用する。

### **(分限及び懲戒)**

第11条 併任職員に対する分限及び懲戒は、県及び当該市町村が、その都度、協議して行うものとする。

### **(公務災害の補償)**

第12条 併任職員が第8条に掲げる業務の遂行中に生じた公務災害補償は、県及び当該市町村が、その都度、協議して行うものとする。

### **(その他)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県及び当該市町村が、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。